

令和4年4月8日

保護者様

船橋市教育委員会

令和4年度以降の耳鼻咽喉科検診及び眼科検診について

日頃から、学校保健活動においてご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件につきまして、近隣市の健康診断の実施状況を調査し、実施方法について船橋市医師会と協議した結果、下記のとおり、検診学年及び検診方法を変更させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

今後も船橋市教育委員会と船橋市医師会で連携し、実施については支援してまいります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

【令和4年度から耳鼻咽喉科検診及び眼科検診について】

1 耳鼻咽喉科検診

《 学校医による検診 》

令和3年度まで：小1、小5、中1、高1（特別支援学校も含む）

令和4年度以降：小1、小6

特別支援学校小1、小6、中学部1年、高等部1年

※両年度とも、上記学年以外は保健調査を実施。

2 眼科検診

《 学校医による検診 》

令和3年度まで：小・中・高全学年（特別支援学校も含む）

令和4年度以降：小1、小3、小5、中1、高1

特別支援学校小・中・高等部の全学年

※両年度とも、上記学年以外は保健調査を実施。

【お問い合わせ先】

船橋市教育委員会学校教育部

保健体育課保健係

電話 047-436-2874

FAX 047-436-2877